

読書コーナー

バナナの魅力を100文字で伝えてください

著者 柿内尚文

とある本屋さんのあまり目立たない場所に「バナナの魅力を100文字で伝えてください」という本を見つけました。そのタイトルに妙に惹かれてしまい、すぐにこの書籍を購入し早速読書をしました。中に書かれているものは一見当たり前のようなことがたくさん書かれているように見えますが大切なことが豊富に詰まっており、人間の心理をうまく利用



した手法がたくさん書かれています。マーケティングを学ぶ際には、その敷居が高い場合や、難しい専門用語が多く出てくる場合がありますが、この書籍は専門用語をあまり使わずわかりやすくまとめられているので、マーケティングを学びたい方にとっての第一歩としてはおおすすめの書籍です。「伝える」ではなく「伝わる」ためにどうすればいいのかのヒントがそこに書いてあります。

私は家族に「そこにあるバナナを倍で売るためにどういうセールスする？」なんて話で盛り上がりすぎました。常日頃からその視点で物事を見ていきたいものと感じた書籍でした。

(文責・櫻井)

朝礼にて ~職場の教養~

毎日の朝礼で、一般社団法人倫理研究所の「職場の教養」を輪読し、感想を述べています。その感想で、良かったものを紹介致します。

5月19日(木) 準備を整える

日々の業務を滞りなく進めるために、普段からどのような工夫をしていますか。

物事が成就するかどうかは、一日の始まりである起床時の起居動作や、仕事の段取りの良し悪しに左右されるようです。

今朝、起きた時の状況を思い出してみてください。目覚めと共にサッと起きられましたか。それともぐずついてしまったのでしょうか。布団から抜け出す時に、「さあ、起きよう」と前向きな心持ちで動き出すことができましたでしょうか。

実は、速やかな朝の行動が、一日の丁度良いと思われるタイミングを引き寄せます。また、寝具から体を起こす時に喜んだか嫌がったかでも、その後の状況は違ってきます。

しっかりと仕事の段取りを行った後も、よいタイミングが続いていきます。やるだけやった後は、明朗闊達な心になることです。

こうした心持ちと行動が、その後の良き展開を創り出すのだと理解し、すべてを肯定的に受け止める生活に切り替えていきましょう。

今日の心がけ 最善を尽くしましょう

物事が成就するかどうかは、一日の始まりの動作や、段取りの良し悪しで決まると、本文中にありました。そうは思っている私も、私は朝がとても苦手です。4月から、子供の給食がなくなり毎日お弁当を持たせなくてはならなくなり、一段と苦手な早起きをしなくてはいけなくなりました。あまり、気分良く起きられてはいないのが現状です。

昨年、子供の三者面談に行ったとき、担任の先生から「決断力は覚悟の差」と言われたことをふと思い出しました。子供に、自分で今後の進路を定め、前のめりな気持ちで部活動も、勉強も頑張るようにお話しくさしました。自分がこうなりたい！という明確なビジョンがある方が最短ルートで目標を達成できるとも、教えてくださいました。

その話を聞いて、本当にその通りだなと思い、自分自身もそうありたいなと思いました。考え方や、見方をちょっと変えるだけで、気分良く過ごせることはたくさんあると思いますので、一日のスタートである「朝」を気分良く迎えたいと思いました。

(文責・藤井)

編集後記

6月といえば梅雨。雨が多い時期となりますが、どうせなら、日本の風物詩として楽しみたいですね。

かなた新聞

KANATA SHINBUN

令和4年
6月1日発行
第155号

高橋税経グループ

かなた税理士法人

かなた税理士法人 TEL:027-361-5568

群馬M&Aセンター TEL:027-364-8040 相続手続支援センター群馬 TEL:027-363-5959

〒370-0006 群馬県高崎市問屋町4-7-8 高橋税経ビル FAX:027-361-9591 URL:http://www.takahashi.co.jp/ E-mail:info@takahashi.co.jp



所長挨拶

初夏の候、皆さまにはますます清祥のこととお慶び申し上げます。

先月、東京地裁で、新型コロナウイルス対応の改正特別措置法に基づき、東京都が飲食チェーンに出した営業時間短縮命令を巡る判決があり、都の命令は発出要件の

「特に必要がある」場合とは認められないとして、違法と判断されました。

この訴訟は、東京の上場飲食チェーン「グローバルダイニング」が、東京都の営業時間短縮命令は、憲法が保障する「営業の自由」に反するなどして都に損害賠償を求めたものです。

この判決には様々な評価がなされていますが、私が最初に感じたのは、三権分立が効いているなどという事です。

改正特別措置法はもちろん立法機関である国会が決議し、時短命令は行政機関である東京都が行い、これに対して国民が憲法違反であるとして訴訟を起し、裁判所が行政の違法性を認めるという事は、民主主義の基本である三権分立が成立してこそこのことです。

それこそ今のロシアや中国、北朝鮮などの独裁国家では考えられないことだからです。

この事は、私たちが扱う税の世界においてもまったく同

様です。

これからも将来にわたって日本の民主主義が守られ、同時に国民の権利が守られる事を、一人一人が強く望み考えてゆかなければならないと思ったところです。

閑話休題

西武ライオンズの高橋光成投手と柘植世那捕手が、それぞれ前橋育英と高崎健大付属で活躍したライバル同士だったという記事が新聞の全国版に載っていました。

学年は高橋投手が一つ上で、高橋投手が育英の3年生、柘植捕手が健大付属の2年生の時には、柘植捕手の健大付属が高橋投手の前橋育英を抑えて、群馬県代表として甲子園に出場したという記録も紹介されていました。

高橋投手は取材の中で、今は西部ライオンズのバッテリーとして、柘植捕手が大事な場面で盗塁を刺してくれたりと、投手が投げやすい大きな構えをしてくれるため、本当に助かっていると話していました。

もともとは同郷のそれも熾烈なライバル同士が、今は同じチームで、チームの勝利を目指してともに戦っているという記事でしたが、今までそれほどプロ野球に関心を持っていなかった私でも、ついスポーツ欄が気になってしまうような爽やかな印象を受けました。

いよいよ夏に向かって気温も上がり、湿度も高くなる季節となりました。

皆さまには十分にご自愛いただき、お元気に毎日を過ごされますよう、心からお祈り申し上げます。

Contents

- P1 所長挨拶・目次
- P2・3 税務トピックス
- P3 将軍の日

- P4 読書感想文
- P4 職場の教養
- P4 編集後記

お客様各位

平素より大変お世話になっております。弊社では、新型コロナウイルス感染症に対する従業員の安全の確保を考え、毎号掲載しておりました、従業員の集合写真をお休みさせていただくことになりました。一日も早い新型コロナウイルス感染症の終息と、皆様のご健康を心よりお祈り申し上げます。

かなた税理士法人 情報発信委員会

かなた税理士法人 ～税務TOPICS～

法人版事業承継税制に係る
特例承継計画の提出期限の延長

後継者への事業承継を税制面から支援する「事業承継税制」について、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した改正が令和4年度税制改正により行われました。

事業承継税制とは

事業承継税制は、法人版と個人版の2種類が存在しており、法人版であれば自社株式、個人版であれば事業用資産を対象に、これらの資産を後継者へ異動するにあたっての贈与税又は相続税の納税を猶予及び免除する制度です。

対象となる会社又は個人事業者・贈与者・受贈者には、それぞれ円滑化法(中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律)に定められた要件がありますが、いずれの要件も満たしていることについて、その会社の主たる事務所の所在地である都道府県知事から認定を受ける必要があります。

また実際に納税猶予を受けるためには、申告期限内に申告を行うとともに猶予税額及び利子税の額相応の担保を提供する必要があります。

この納税猶予を受けた後、猶予期間中に譲渡を行うなど一定の事由に該当した場合には、利子税とともに本税を納付する必要があります。その一方で、後継者の死亡等一定の事由に該当した場合には、その猶予されている税額が免除されます。

令和4年度税制改正

令和4年度税制改正により行われた改正は、法人版事業承継税制の特例措置に係る部分です。具体的には、特例措置の適用を受けるための「特例承継計画」の提出期限が1年延長され、令和6年(2024年)3月31日となりました。

参考:国税庁 HP「事業承継税制特集」<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/jigy-shokei/index.htm> ほか

特例措置延長等 印紙税改正の概要

一定の契約書や領収書などを作成したときは印紙税が課されますが、印紙税額が軽減されたり、非課税とされたりするなどの期間限定の特例措置が設けられている場合があります。この特例措置の期限が令和4年度税制改正により延長されました。主な改正項目を確認します。

印紙税とは

印紙税とは、定められた20種類の課税文書に対して課す税金のことをいいます。また印紙税は、その課税文書を作成した

留意点

法人版事業承継税制の「特例承継計画」の提出期限は延長されましたが、特例措置の適用期限は延長されていない点に留意します。

また、個人版事業承継税制を適用するには「個人事業承継計画」の提出が必要となります。この適用期限は、法人版事業承継税制による改正後の提出期限と同日です。他方、適用期限は異なっていますので、法人版と個人版で期限を見誤らないように注意しましょう。

事業承継税制	特例(個人事業)承継計画の提出期限	制度の適用期限
法人版(特例措置)	令和6年3月31日	令和9年12月31日
個人版	令和6年3月31日	令和10年12月31日

提出した計画を実行しなくても問題ありません。不測の事態を想定して計画の提出をしておく、という方法もあります。計画の提出にご興味のある方は、当事務所までお気軽にお問い合わせください。

者が納税義務者となり、原則、印紙税相当額の収入印紙を文書に貼り付けて、印章や署名などによりその収入印紙を消印して納めます。

20種類の文書と非課税文書

(1) 課税文書

20種類の課税文書とは、印紙税法別表第一の課税物件表に掲げられている20種類の文書により証されるべき事項を証明する目的で作成されたもののうち、非課税文書に該当しない文書をいいます。

【文書の種類(一例)】

- 不動産等の譲渡、地上権又は土地の賃貸借の設定又は譲渡、消費貸借、運送に関する契約書(第1号文書)
- 請負に関する契約書(第2号文書)
- 約束手形、為替手形(第3号文書)
- 定款(第6号文書)
- 継続的取引の基本となる契約書(第7号文書)
- 金銭又は有価証券の受取書(第17号文書)

(2) 非課税文書

非課税文書とは、課税物件表に掲げられている文書のうち、次のいずれかに該当する文書をいいます。

- 受取金額が5万円未満の領収証(第17号文書)など、課税物件表の非課税物件の欄に掲げる文書
- 国、地方公共団体又は日本赤十字社など印紙税法別表第二に掲げる者が作成した文書
- 一定の者が作成した非課税文書(印紙税法別表第三)
- 特別の法律により非課税とされる文書

主な令和4年度税制改正項目

印紙税に関する主な令和4年度税制改正項目は以下のとおりです。

(1) 軽減措置の適用期限の延長

課税文書に該当する「不動産の譲渡に関する契約書」及び「建設工事の請負に関する契約書」のうち、一定の要件に該当する契約書については、印紙税を軽減する措置が設けられています。この適用期限が令和6年(2024年)3月31日まで2年延長されました。

(2) 非課税措置の適用期限の延長

次のように適用期限が延長されました。

非課税措置の対象となる文書	改正後の適用期限
新型コロナウイルス感染症等により経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借契約書	令和5年3月31日(1年延長)
特定の学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書	令和7年3月31日(3年延長)

国税庁ホームページなどから最新の印紙税額一覧表を入手しましょう。

参考:国税庁 HP「印紙税の手引」
<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/inshi/tebiki/01.htm> ほか

将軍の日(中期5カ年経営計画作成セミナー)

『将軍の日』とは

戦国時代、将軍が戦場から離れた陣営で、戦局を見極め戦略・戦術を立てたように、経営者が日常業務から離れ電話も来客もない環境で、将来を見据え経営計画を作るセミナーです。社長を将軍にみたと、『将軍の日』と命名されました。

【受講料】

55,000円(税込)/名
2名様以降5,500円(税込)

お問い合わせ:かなた税理士法人
027-361-5568 担当:森平



先行経営Tasseiを行いませんか!

先行経営 Tassei とはズバリ「経営者の描く目標を達成させること!」です。そして目標を達成させるためには「経営計画」が必要です。経営計画を立てても実現しないのは、計画とズレたことを把握したあとの行動が伴っていないから。計画とのズレを毎月見定め、修正行動に移す。この一番実践できない「修正行動」の部分を、実際に行っていくことが出来るのが「先行経営 Tassei」なのです。と同時に、経営者の意識や行動が明らかに変化します。

【料金】月額 55,000円(税込)から